

公示番号：170523

国名：パレスチナ

担当部署：パレスチナ事務所

案件名：ヨルダン川西岸地区電力セクターに係る調査（電力）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：電力
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月下旬から2018年1月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.75M/M、現地 1.07M/M、合計 1.82M/M
- (3) 業務日数：準備期間 第1回現地 国内作業期間 第2回現地 整理期間
10日 16日 2日 16日 3日

※各回の現地業務期間の日数については、渡航回数2回、合計現地業務期間32日を上限に変更可能

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月9日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月22日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	電力に係る各種調査
対象国／類似地域	パレスチナ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

パレスチナでは電力供給のほぼ大部分をイスラエル、ヨルダン及びエジプトに依存しているため、電力の供給不足や価格高が大きな問題となっている。パレスチナ自治区内の電力セクターを管轄する資源エネルギー庁（PENRA: Palestinian Energy and Natural Resources Authority）は、エネルギーの安定供給の観点から、2020 年までにパレスチナの全電力需要の 25%を太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーで補うことを目標にあげており、各ドナーによる支援や民間部門からの投資を呼びかけているものの、そのための具体的な戦略文書やアクションプランは策定されておらず、さらに関連する法律等の整備も遅れている。また、送配電についても、近年パレスチナ送電公社(PETL: Palestinian Electricity Transmission Company) が設立され、PETL が一括して送電を実施し、配電公社が各施設への配電を実施することが決定されたが、現状では未だ配電公社が直接送配電している状況とされている。

JICA はヨルダン川西岸（以下西岸）及びガザ地区に対し、太陽光発電に関する本邦研修、エジプトやヨルダンにおける設計や維持管理、需給予測に関する第三国研修を実施し、パレスチナにおける電力セクターの技術向上をはかるとともに、ガザ地区向けにフォローアップ（F/U）事業を通じて太陽光発電に係る小規模な機材供与や研修を実施している。また、ガザ地区においては 2014 年から「ガザ地区復興支援（電力・水）に係る情報収集・確認調査」を実施し、電力セクターにおける中期的な復興支援計画の策定及び配電網等の緊急的なりハビリを実施しているとともに、2016 年に実施した「ガザ地区配電公社能力強化に係る調査」において、電力セクターの課題を抽出し、それに対応する人材育成及び組織の強化策などを提案した。

他方、西岸向けには、第三国研修等を中心とした協力を継続しているが、治安や第三国の査証発給等の制約条件により、同地域の配電会社の技術レベルの把握に限界があることから、研修効果の普及拡大には課題があることが判明している。また、前述した再生可能エネルギーの活用等の政府方針についても、具体的な指針や計画、関連法規の整備が遅れているため、民間の投資意欲をそいでいるのが現状である。

さらに、イスラエルから供給されている電力の効率的な利用については、現状の配電制度及び技術的な観点からも多くの課題が存在している。

電力セクターに対しては、現在世界銀行が PENRA を対象にマスタープランの策定を進めているほか、中国による太陽光発電所の建設が計画されているが、電力セクターに従事する技術者や職員の能力強化を図る支援はあまり無い状況にある。

これらの状況を踏まえ、西岸地区における電力セクターの最新状況を包括的に把握し、過去の協力で収集した既存情報をアップデートするとともに、我が国を含む各ドナーや民間セクターの電力分野への支援や投資を整理し、関連法規策定から技術分野

にまたがる上流から下流までの各段階における課題や各組織の体制及び実施能力等を確認し、今後の JICA による支援—特に、これまでのような小規模な案件を複数実施するようなものではなく、パレスチナの課題に対応した包括的な支援—の可能性について検討するために本調査を実施するものである。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、別途 JICA パレスチナ事務所が契約する現地の調査補助員と協力しながら、JICA 職員等と協議・調整しつつ、西岸地区の電力セクターに係る情報収集を行う。なお、本業務従事者が全体の調査計画を立て、それをもとに調査補助員が具体的な情報収集を行うという役割分担となる。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2017 年 8 月下旬～9 月中旬)

- ① 関連既存資料・情報のレビューを行う。
- ② 現地調査項目を整理し、調査補助員の調査計画を作成する。調査計画は、パレスチナ事務所を通じてパレスチナ側関係機関(PENRA や各配電公社(5 社))に共有する。
- ③ 現地調査における対処方針(案)及び本業務に係るワークプラン(案)を作成する。なお、調査補助員の調査計画との整合性に留意すること。
- ④ 対処方針会議等の関連する各種事前会議に参加する。
- ⑤ 調査報告書(案)の目次構成を整理する。

(2) 第 1 回現地業務期間 (2017 年 9 月下旬～10 月上旬)

- ① パレスチナ事務所との打ち合わせに参加する。
- ② パレスチナ側関係機関に対して、ワークプランおよび調査補助員の調査計画をもとに、調査補助員とともに調査の趣旨を説明する。
- ③ パレスチナにおける電力セクターの現状や実施中のプロジェクト(JICA 以外のプロジェクトを含む)の現状・課題について、調査補助員とともに PENRA および各配電公社と意見交換を行う。
- ④ 調査補助員が収集した PENRA、PETL 及び各配電公社に関する下記の情報をレビューし、必要に応じて修正や追加調査等の指示を行う。
 - (ア) 電力事業実施体制と課題
 - (イ) 事業実施方針・計画と課題
 - (ウ) 関連する上位計画、開発計画、法律・規制
 - (エ) エリアごとの需要想定
 - (オ) エリアごとの送配電計画(再生可能エネルギーの導入計画を含む)
 - (カ) イスラエル・エジプト・ヨルダンからの供給計画と課題
 - (キ) 財務状況 (電気料金徴収体制及び徴収率等含む)
 - (ク) 運営・維持管理体制
 - (ケ) 人材育成 (研修、OJT を含む) の実施方針・具体的な計画及び方法
 - (コ) 人材情報 (人員、能力、経験、資格、出身母体)
 - (サ) 想定される JICA による協力(研修、機材)
- ⑤ 調査補助員が収集した過去の JICA 研修参加者のフォロー結果をレビューし、必要に応じて修正や追加調査等の指示を行う。

- ⑥電力関連事業を実施しているドナーや専門家を調査補助員とともに訪問し、各プロジェクトの現状と課題について意見交換を行う。
- ⑦収集した情報を分析・整理し、電力セクターにおける状況及び課題について取りまとめるとともに、将来起こりうる課題を抽出する。
- ⑧上記をふまえて、現地業務結果報告書(第1回現地業務終了時)を作成する。
- ⑨現地業務結果報告書をもとに JICA パレスチナ事務所に報告を行う。

(3) 国内作業期間 (2017年10月中旬～2017年10月下旬)

- ①調査補助員が追加で収集したPENRA及び各配電公社に関する情報をレビューし、必要に応じて更なる修正や追加調査等の指示を行う。

(4) 第2回現地業務期間 (2017年11月上旬～12月上旬)

- ①電力関連事業を実施しているドナーや専門家を調査補助員とともに訪問し、各プロジェクトの現状と課題について意見交換を行う。
- ②収集した情報を分析・整理し、電力セクターにおける状況及び課題について取りまとめるとともに、第1回現地調査で抽出した将来起こりうる課題を整理・分析する。
- ③今後の協力案を検討する。
- ④上記をふまえて、調査報告書(案) (第2回現地業務終了時)を作成する。調査報告書(案)の作成にあたっては、各ドナーやPENRAが実施しているプロジェクトを地図上に落とし込んだプロジェクトマップを含めること。
- ⑤調査報告書(案)について JICA パレスチナ事務所およびパレスチナ側関係機関に説明を行う。

(5) 帰国後整理期間 (2017年12月中旬～2018年1月中旬)

- ①現地調査結果をふまえ、調査報告書(案)を修正し、JICAに提出する。
- ②今後の協力の方向性についてのJICAとの協議に参加する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3)調査報告書(案)とする。

(1) ワークプラン (和文、英文、それぞれ電子データのみ)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために、第1回現地業務期間開始までに作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

(2) 現地業務結果報告書 (和文、英文、電子データのみ)

第1回現地業務期間終了時に、現地関係者に現地業務の結果を共有するためのもの。記載項目(案)は以下のとおり。

- (ア) 業務の具体的内容及びそれぞれの達成状況
- (イ) 第2回現地業務に向けた留意事項及び課題等

(3) 調査報告書(案) (和文2部、英文8部、簡易製本版および電子データ)

本調査の完了を確認するためのもの。すなわち、成果品と位置付けられるもの。記載項目(案)は以下のとおり。

- (ア) 業務の具体的内容及びそれぞれの達成状況
- (イ) パレスチナの電力セクターに関する現状

- (ウ) PENRA および配電会社による事業の概要
- (エ) 各ドナーや民間部門による事業の概要
- (オ) 今後の協力案（案件のロングリスト、今後実施予定の第三国研修の研修計画のレビューを含む）
- (カ) 今後実施すべき調査項目
- (キ) その他

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒香港/ソウル⇒テルアビブ⇒香港/ソウル⇒日本を標準とします。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>) を参照願います。

(3) 一般管理費等の上限加算

本業務の対象地域は治安面で十分安定しているとは言い難い地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要です。このため、一般管理費等について10%を上限として加算計上することができます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2017年9月中旬～2017年12月上旬の間で2回を予定しています。7.業務の内容記載の派遣時期を参考に提案してください。現地M/M、国内M/M、渡航回数は2.契約予定期間等に記載の数値を上限とします。ただし、具体的な派遣期間については、契約締結後、協議のうえ決定いたします。

なお、本調査は本業務従事者が調査補助員と共に現地調査を行うこととなりますが、一部協議については必要に応じてJICAパレスチナ事務所の所員が同行いたします。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 電力（本コンサルタント）

イ) 調査補助員（JICAパレスチナ事務所で別途契約予定。契約予定期間は2017年8月中旬～2018年1月下旬を予定）

③便宜供与内容

JICAパレスチナ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
なし（調査補助員が英語⇔アラビア語通訳を兼務します。）
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA パレスチナ事務所または調査補助員がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
JICA ラマラ出張所における執務スペースの提供（ネット環境完備）

（2）参考資料

本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・パレスチナ「太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画準備調査報告書」
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000253843.html>)

また、本業務に関する以下の資料を JICA パレスチナ事務所 (pl_oso_rep@jica.go.jp)にて配布いたします。

- ・パレスチナ「西岸地区電力セクターに係る調査」案件概要表
- ・調査補助員 TOR
- ・今後のパレスチナ向け電力分野における研修に係るコンセプトペーパー(案)

（3）その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パレスチナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本調査ではガザ地区への入域は想定しておりませんが、パレスチナでの業務にあたっては公用旅券が必要となります。

以上